

年 月 日

## デザイン業務委託契約書

○○（以下「甲」という）と Columbou. Design（以下「乙」という）とは、次のとおり甲のデザインに関する業務の委託に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（契約の目的）

甲は、乙に対し、甲のデザインに関する業務に関し、下記業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙は、これを受託する。

記 委託する業務：ロゴデザインデータの製作

成果物（以下「本件成果物」という。）：デザインデータ●●形式

甲は乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力をを行う。

### 第2条（委託料）

- 1 本件業務の委託料は、金●●円とする。
- 2 甲は、乙に対し、作業着手前に乙が指定する銀行口座に委託料を振り込むこととし、振込手数料は、甲の負担とする。入金は特段の事情が無い限り、見積提示日より1週間以内に振り込むものとする。
- 3 委託する業務に関連して別途経費が発生した場合は、甲乙で協議し、その支払いについて決定する。
- 4 甲都合による本契約の途中解除を行う場合は委託料の50%を作業代金及びキャンセル料として乙へ支払うこととする。残りの返金については甲乙協議を行い、乙は甲指定の銀行口座へ振り込むこととし、振込手数料は甲負担とする。

### 第3条（キャンセル）

1. 甲または乙は、初稿提出直後までにキャンセルの申し出を行うことができる。
2. 前項に基づきキャンセルを行った場合は、第2条第4項（キャンセル料に関する規定）にしたがって精算を行うものとする。なお、キャンセル後は、甲は本件成果物を一切使用してはならず、著作権を含む本件成果物に関する一切の権利は乙に留保される。
3. 初稿提出後に修正・リテイクを行った段階で、キャンセルは不可とする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は甲乙で誠実に協議し、合意に至ったときに限り、キャンセルを認めることができる。その際の精算方法や権利帰属についても、第2条第4項および前項の

定めに従う。

4. 甲および乙は、本条に定めるキャンセルに関し、トラブルを生じさせないよう相互に協力し、円滑に合意形成を図るよう努めなければならない。

#### 第4条（検収）

1 甲は、本件成果物が納品されたときは、遅滞なく受入検査を実施し、合格したときは、乙に対し、検収の通知を発する。

2 受入検査により、瑕疵や修正すべき点等（以下「瑕疵等」という。）が発見されたときは、甲は乙に対し、ただちにその旨を通知し、併せてその処理について指示を与えるものとする。

3 乙は、前項に基づき甲より指示を受けたときは、その指示に従って処理を行い、再度納品を行う。無料修正回数に関しては、事前取り決めの通り行い、それを越える場合は両者協議を行うこととする。

4 本件成果物の納品後 7 日以内に、甲が検収の通知または第2項に定める通知を発しないときは、納品のときに検収されたものとみなす。

5 甲が検査結果を通知しない場合や、検査の結果不合格であると通知しながら不合格の理由を通知しないような場合においても、検査に合格したものとみなす。

6 甲による検査合格後に、正当な理由なく、無償での修正や作業のやり直しを求めるることはできない。

#### 第5条（本件成果物の権利関係）

乙は甲に対して、著作財産権に関して、印刷物や Web 上等に著作物を複製する権利を譲渡する。

ただし、本件成果物の制作過程で発生した本件成果物を構成しない文章、図画、写真等や、不採用になったデザインの知的財産権は、乙に帰属し、甲には権利が無いものとする。

#### 第6条（危険負担）

1 納品前に成果物に滅失・毀損が生じたときは、甲の責めに帰すべき場合を除き、その危険は乙の負担とする。

2 納品後に成果物に滅失・毀損が生じたときは、乙の責めに帰すべき場合を除き、その危険は甲の負担とする。

#### 第7条（損害賠償）

乙の過失により、甲へ損害が発生した場合、乙はすみやかに甲の指示に従い、状況改善へと

努めなければならない。その場合の損害賠償の上限額は委託料と同額とする。  
訴訟などの管轄裁判所を乙の所在地の管轄裁判所とする。

#### 第8条（注文実績の公表）

甲は乙が制作者としてのプロモーション活動に使用する目的としての今著作物についての使用を許諾することとする。

#### 第9条（資料等の提供及び返還等）

- 1 甲は乙に対し、本件業務に必要な資料等（以下「資料等」という。）の開示、貸与等の提供を無償にて行う。
- 2 乙は甲から提供された資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。
- 3 乙は甲から提供された資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製または改変できる。
- 4 乙は、甲から提供を受けた資料等（第3項による複製物及び改変物を含む。）を、本件業務が完成したとき、本契約が解除もしくは終了したとき、または、本件業務遂行上不要となったとき、遅滞なく甲に返還または甲の指示に従った処置を行う。

#### 第10条（秘密情報）

- 1 甲と乙とは、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨指定した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。
  - 1) 相手側から取得する前に、既に公知であったもの
  - 2) 相手側から取得した後に、自らの責によらず公知となったもの
  - 3) 相手側から取得する前に、既に自らが所有していたことを立証できるもの
  - 4) 正当な権限を有する第三者から合法的手段により取得したもの
- 2 甲及び乙は、秘密情報を相手方に提供する場合、秘密情報の範囲を特定し、書面による場合には、秘密情報である旨の表示を明記して行うものとする。
- 3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方から承諾を受けなければならぬ。
- 4 甲及び乙は、第2項に基づき相手方より提供を受けた秘密情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製、改変が必要なときは、事前に相手方から承諾を受けるものとする。
- 5 本条の規定は、本契約終了後1年間存続する。

## 第11条（解除）

- 1 甲または乙は、相手方が以下の各号のいずれか1つにでも該当した場合は、何ら催告することなく直ちに本契約を解除することができる。
  - 1) 契約した委託料及び追加のサービス料が正当な理由なく支払われなかつた場合
  - 2) 後述する不可抗力による影響や、社会通念上やむを得ないと目されるべき理由がなく、相手方に長期間連絡を行わなかつた場合差押・仮差押・仮処分・滞納処分・破産等の一般的な契約解除条項を定めます。
- 2 甲または乙は、相手方の債務不履行が相当期間を定めてなした催告後も是正されないときは、本契約を解除することができる。
- 3 前項に基づく解約については、甲および乙は、相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

## 第12条（協議）

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

## 第13条（反社会条項）

- 1 本契約の当事者は、それぞれ相手方に対し、自らが、本契約の締結日において、次の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1)暴力団
  - (2)暴力団員
  - (3)暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (4)暴力団準構成員
  - (5)暴力団関係企業
  - (6)総会屋
  - (7)社会運動等標ぼうゴロ
  - (8)特殊知能暴力集団
  - (9)その他前各号に準ずる者
- 2 本契約の当事者は、それぞれ相手方に対し、自らが、本契約の締結日において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1)反社会的勢力によって経営を支配されていること
  - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
  - (3)自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって

するなど、不当に反社会的勢力を利用していること

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること

(5) 自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

3 本契約の当事者は、それぞれ相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

4 本契約の当事者は、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反したことが判明した場合には、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとする。

5 前項に基づく契約の解除が行われた場合、本条の表明に関して虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反した当事者（以下「違反当事者」という。）は、解除を行った相手方（以下「解除当事者」という。）に対して損害賠償を請求できないものとする。

第4項に基づく契約の解除によって、解除当事者が損害を被った場合には、違反当事者は解除当事者に対してこれを賠償する責を負うものとする。

以上

<甲>

○○

電話番号：

パソコンメールアドレス：

Instagram アカウント：

<乙>

Columbou.Design

代表電話番号：

住所：

メールアドレス：